## 平成26年度 第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

- **1** 日 時: 平成26年10月15日(水)10:00~10:50
- **2 場 所**: 千葉ポートサイドタワー1 2階 第1会議室

#### 3 出席者

(1) 委員

保坂 亨 委員長、黒川 雅子 副委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員、星 幸広 委員

(2) 教育委員会職員

田辺 裕雄 教育次長、磯野 和美 学校教育部長、小川 彰 学事課長、伊藤 剛 教職員課長、 山本 幸人 指導課長、津野 政彦 保健体育課長、遠藤 悟 教育センター所長、山本 雅司 養 護教育センター所長

(3) 事務局

鳥海 数憲 指導課担当課長、 安部 浩一 指導課主任指導主事、大西 徹 指導課指導主事

#### 4 議題

- (1) 運営要綱について
- (2) 「千葉市いじめ防止基本方針」の策定について(案)
- (3) 「千葉市いじめ防止基本方針」の骨子(案) について
- (4) その他

## 5 議題の概要

(1) 運営要綱について

第1回で協議した委員会の運営要綱について、事務局より説明があった。

- (2) 「千葉市いじめ防止基本方針」の策定について(案) 事務局から説明があり、協議した。
- (3) 「千葉市いじめ防止基本方針」の骨子(案)について 事務局から説明があり、協議した。

#### 6 議題の概要

## O開会

#### 〇教育次長挨拶

みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席頂き、ありがとうございます。 本市のいじめ防止対策は、これまで、本市独自に作成した「いじめ対応マニュアル」を活用し、 早期発見、早期対応を基本に組織的な対処を図ってきておりますが、国は、社会全体でいじめ防 止対策の更なる推進を図るため、昨年9月に、「いじめ防止対策推進法」を施行するとともに「い じめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。これを受け、県では、本年4月に「千葉 県いじめ防止対策推進条例」を施行し、8月には「千葉県いじめ防止基本方針」を策定していま す。また、国は、本年3月に文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から「いじめ防止基本方針 を踏まえた関係機関との連携」や7月に初等中等教育局長から「子供の自殺が起きたときの背景 調査の指針」の改訂についての通知が出され、更なる推進を促しております。

これら国県の動向を踏まえ、本市におきましても、法に定められた「学校いじめ防止基本方針」を全ての学校で策定し、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図ったいじめ対策を開始しております。本日は、「千葉市いじめ防止基本方針」についてご協議いただきたいと考えております。皆様から、御忌憚のない意見等をいただき、有意義な委員会協議となりますようお願い申し

上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いします。

## ○協議1 運営要綱について

(保坂委員長) それでは、会次第によりまして議事を進めさせていただきます。

まず、前回に協議した委員会の運営要綱について確認します。事務局より説明をお願いします。 (事務局 安部主任指導主事) それでは、まず資料の6頁の「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」の第9条をご覧ください。第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。そのため、本対策調査委員会の「運営要綱」について、平成26年6月4日に協議していただきました。資料の7頁の「資料2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」をご覧ください。前回の協議の結果決定した運営要綱を掲載しております。事務局の原案に対し、8頁の第4条第3項では、「この場合において、少なくとも1人は委員でなければならない。」を付け加えました。

また、第4条第4項では、保護者を保護者等に修正してあります。この内容でよろしいでしょうか。ご確認をお願いします。

**(保坂委員長)** 今の説明に対して、質問、意見はありますか。第4条第4項は、条例に合わせて修正しましたね。それでは、この運営要綱でよろしいでしょうか。

## (「承認」)

それでは、この運営要綱で実施します。本日の対策調査委員会は、対策に関する会議ですので、 第2条第1項の規定により公開になります。

## 〇協議2 「千葉市いじめ防止基本方針」の策定について

**(保坂委員長)** 続きまして、「千葉市いじめ防止基本方針」の策定について協議します。事務局より説明をお願いします。

(事務局 安部主任指導主事) 資料 9 頁の「資料 3 千葉市いじめ防止基本方針の策定について (案)」をご覧ください。地方いじめ防止基本方針については、いじめ防止対策推進法第 1 2 条に 規定されており、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本市の実情に応じて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが示されています。努力義務になっています。

また、学校いじめ防止基本方針については、同法第13条に規定されており、学校の実情に応じ、基本的な方針を定めるものとすると示されています。義務になっています。現在、千葉市立小・中・高・特別支援学校のすべてが、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」等を基に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校のホームページにウェブアップしています。

資料11頁をご覧ください。ある中学校の学校いじめ防止基本方針を掲載しました。学校教育目標、学校のいじめ問題の課題等を提示し、生徒会の提言も掲載している学校もあります。内容は、基本理念、学校における対策、重大事態などへの対応、公表・点検・評価等を示しています。特に、組織としては、「いじめ防止対策委員会」等を設置し、どの学校もスクールカウンセラー等の活用も図っています。

資料18頁をご覧ください。最後に「学校いじめ防止指導計画」を作成し、教育活動上におけるいじめ防止・対策のための計画を示しています。

それでは、資料9頁に戻ってください。現在、いじめ防止対策推進法の施行を受けて、「いじめの防止等のための基本的な方針」として国のいじめ防止基本方針が示され、「千葉県いじめ防止対策推進条例」が平成26年4月1日施行となり、「千葉県いじめ防止基本方針」が同年8月20日に策定されました。これまでの本市の取組は1(3)に示したとおりです。

また、文部科学省の平成26年8月1日現在の47都道府県20政令市の調査結果では、「地

方いじめ防止基本方針」において、策定済みであったのは、67都道府県・政令市のうち54都道府県・政令市であり、81%になっています。千葉市は、学校教育部指導課で、調査研究を進めていましたので、策定中にしております。詳しい調査結果は、資料19,20頁に掲載しましたので、後にご確認ください。本市に当てはまる項目は網掛けにしてあります。

このような状況を踏まえ、教育委員会としては、国や県のいじめ防止基本方針を踏まえ、また、 今まで本市が取り組んできたことも盛り込んで、今後、「千葉市いじめ防止基本方針」を策定する必要があると捉えております。

資料10頁をご覧ください。「千葉県いじめ防止基本方針」の内容を吟味すると、「千葉県いじめ防止対策推進条例」を踏まえた内容になっており、県は、市町村その他の関係者と相互に連携して取り組むことが示されています。

また、いじめの重大事態の調査結果の報告では、

- ・県立学校は県教育委員会に報告し、県教育委員会から県知事に報告すること。
- ・市町村立学校は市町村教育委員会に報告し、市長村教育委員会から市町村長に報告すること。 ただし、市長村教育委員会は県教育委員会に情報提供すること。
- ・私立学校は県私立学校担当部署に報告し、その担当部署から県知事に報告すること、となっています。

千葉市は政令指定都市であるため、本市のいじめ防止基本方針は独自に定めることはできますが、千葉県との連携は今後も図っていく必要があると捉えております。

また、千葉市内には、県立学校、私立学校があり、「千葉市いじめ防止基本方針」の適用範囲を千葉市立学校に限定しないと、千葉市内で二重の「地域いじめ防止基本方針」を受ける学校が出てくることが想定されます。そのため、「千葉市いじめ防止基本方針」の適用範囲は、千葉市立学校に限定すべきだと考えております。実際の策定につきましては、「3の策定計画について」をご覧ください。後に説明いたしますが、「地域いじめ防止基本方針」については、他の政令市等の状況を調査した結果、

- ・地域いじめ防止基本方針を条例制定し、その中に附属機関を位置付けるもの、
- ・「子どもの権利に関する条例」が以前に制定されており、その内容を踏まえて市長部局が策定 したもの。
- ・教育委員会と市長部局の連名で策定し、附属機関のみ条例制定したもの。
- ・教育委員会だけが策定したもの。等、地域の実態等に即して様々な状況があります。 まず、学校の教育活動を中心に見据え、策定を進めていきたいと考えます。そのための策定計画は、次のとおりです。
- ・本日、対策調査委員会に検討を依頼します。その後、指導課が調査研究した「千葉市いじめ防止基本方針(素案)」を委員の皆様に送付します。
- ・平成26年11月末までに、修正案を提出していただき、指導課で取りまとめます。その後、同年12月に関係各課・各所、関係団体等に指導課から点検・修正依頼をし、平成27年1月中旬に、修正案を取りまとめます。
- ・平成27年2月4日(水)に予定されています、第3回対策調査委員会で委員の皆様に協議していただき、指導課で最終版を取りまとめます。

それを、「千葉市いじめ防止基本方針」の案として、市長部局と連携し、千葉市民の方々に提示できるよう進めていきたいと考えております。

説明は以上です。ご協議よろしくお願いします。

(保坂委員長)まず、「国のいじめ防止基本方針」を参酌し、「千葉県いじめ防止対策推進条例」、「千葉県いじめ防止基本方針」を踏まえて「千葉市いじめ防止基本方針」を策定することが説明にありました。その中で、本市にある県立学校や私立学校が二重の「地域いじめ防止基本方針」を受けることがないよう、千葉市立学校に限定して策定する必要があることも示されました。こ

のことについてはどうですか。よろしいでしょうか。

### (「異議なし」)

では、事務局の提案どおり、千葉市立学校に限定して策定することが確認されました。

(保坂委員長) 次に、千葉市の策定計画について、ご質問、ご意見等を承りたいと思います。

(黒川副委員長)全国的な動きを見ると、8割を超えて策定されている状況がある中で、千葉市の 判断としては、努力義務ではあるが、策定していく流れの中で、今年度中が区切り、節目となる と捉えるのですね。

(**星委員**) 基本方針を市が作るスケジュールを見ますと、今年度中にできることになる。市教育委員会が作るまでもなく、すべての学校が義務として作ることになっているわけで、現在学校は、市がいつできるかは別として、作成できています。そういう意味では、あんまり実益がないのではないか。昨年の10月、11月の段階で、文科省は、文科省としての基本方針を作っている。各県、各学校は、早いところはそれを見て作っています。よって、市が作って、それに基づいて動くというものではないので、実益はないと考えられます。

**(保坂委員長)** お二人とも策定することには、ご賛同されていることですね。 他には、ご質問等ありますか。

(保坂委員長) 11頁の学校いじめ防止基本方針の例のご説明のところで、スクールカウンセラー等と言われたと思いますが、スクールカウンセラー等というのは、千葉市の特徴でもあると思いますが、そこのところの補足説明をお願いします。

(事務局 安部主任指導主事)組織のところでございますが、いじめ防止対策推進法の第22条に、各学校の組織で対応することが定められており、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を学校に配置するよう指導課では、取り組んでいます。スクールカウンセラーに関しては、必ず組織の中に入って対応することは、「学校いじめ防止基本方針の策定の手引き」「いじめ対応マニュアル」に記載しております。また、学校としまして、地域の方に入っていただくケースもありますので、そこは討議していただきたいと思います。

**(保坂委員長)** 千葉市内の状況として、中学校はスクールカウンセラーを全校配置していますが、 小学校の配置状況や、スクールソーシャルワーカーの配置状況を教えてください。

(事務局 鳥海指導課担当課長) 中学校の方は、スクールカウンセラー全校配置、56校に56人が配置されています。小学校の方は、昨年度から拠点方式で、3人のスクールカウンセラーが、一人2区を担当するようになっています。スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在2人を指導課から派遣方式で行っています。学校のいじめ防止対策委員会の参加につきましては、市の施策のなかで、スクールカウンセラーを小学校にもすべて、どこの誰が担当するかを学校に、その情報を流しています。スクールソーシャルワーカーにつきましては、ケースが福祉に関する問題、環境に働きかける問題に関する要請があった時に、学校の会議にも参加できるようにお知らせをしています。本来の業務である個別の案件につきましては、今まで通り事業として行っています。

(保坂委員長)他に、ご質問ご意見はありますか。

#### (「質問なし」)

(保坂委員長)では、本年度中に案を策定する計画を進めるということで、承認します。

○協議3 「千葉市いじめ防止基本方針」の骨子について

**(保坂委員長)** 続きまして、「千葉市いじめ防止基本方針」の骨子について協議します。事務局より説明をお願いします。

(事務局 安部主任指導主事)資料21,22頁の「資料6 千葉市いじめ防止基本方針の骨子について(案)」をご覧ください。この表には、国のいじめ防止基本方針、千葉県いじめ防止基本方針、他の政令市のいじめ防止基本方針の骨子を掲載しております。下の欄では、策定時期、策定機関を掲載しています。市で策定したもの、市と教育委員会で策定したもの、教育委員会で策定したものがあります。

また、どのような関係条例を制定したかを、その下の欄に示しております。

この表は、全てホームページで公開している内容であり、政令市の状況の一部を掲載しております。川崎市いじめ防止基本方針の内容に記載した注意書きは指導課で記載しました。

この内容は、聴き取りをした結果をまとめています。基本方針にオンブズパーソン等の記載をしなかったのは、第三者機関の立場を守るとのことです。

本市のいじめ防止基本方針の骨子は、国のいじめ防止基本方針を参考として、最後の欄に提示したとおり、

第1章 「いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」

第2章 「いじめ防止等のために実施する施策」

- 1 千葉市が実施する施策
- 2 学校が実施する施策
- 3 重大事態への対処

第3章 「その他の重要事項」とし、第3章の中で、本対策調査委員会で、「千葉市いじめ防止 基本方針」の点検・修正する内容も盛り込みたいと考えております。別冊の参考資料に、「いじ め対策推進法」、「国のいじめ防止基本方針」、「千葉県いじめ防止対策推進条例」、「千葉県いじめ 防止基本方針」の概要をまとめてあります。後に、参考としていただきたいと思います。 説明は以上です。ご協議よろしくお願いします。

(保坂委員長)「千葉市いじめ防止基本方針」の骨子について、ご質問、ご意見を承ります。

(星委員) 国が基本方針を作って、それに基づいて作るわけですから、間違っていない。

(保坂委員長) 骨子(案)には、国の基本方針があり、千葉県があり、それに続く8の政令指定都市が載っていますが、20の政令指定都市の中で、8の政令指定都市を掲載している理由は何ですか。

(事務局 安部主任指導主事) 政令指定都市のすべてが入っていない理由は、ホームページで公開されているものに限定し、そこから抜粋したからです。策定の年月日が書いてありますが、平成26年の3月末に決まっているところが多いので、そちらを優先した次第です。

文部科学省の調査結果は、47都道府県、20政令指定都市、全67都道府県・政令指定都市の数字のみしか出していないので、政令指定都市だけの情報はありません。

(永嶋委員) 内容を拝見すると、項目立てが違っていても、一致するような内容が含まれていて、 問題ないと思います。

**(保坂委員長)** たとえばですが、川崎市だけ特徴があると言われましたが、項目を全部見て、特徴がある政令指定都市があるのですか。

(事務局 安部主任指導主事) 重大事態への対処の部分が、「章」に入っているところと、出ているところがあるということです。また、本市の場合の重大事態の対処というのは、本対策調査委員会、市長部局の千葉市いじめ等の調査委員会の二つの附属機関があり、調査対象もいじめ、体罰、学校管理下における重大事態を対象としているので、そこを加味しながら策定していく必要があると思います。まだ、詳細が決まっていないので、今後内容をご検討いただき、その後に章立てしてもよいと考えられます。説明は以上です。よろしくお願いします。

(保坂委員長) 議論していくポイントとして、千葉市のいじめ防止基本方針は、3章立てになって

おり、第2章の3に重大事態への対処をあげていますが、これを独立した章で、4章立てにする こともあるという提案、示唆であるかと思います。

(事務局 鳥海指導課担当課長) 先程の補足説明です。47都道府県、20政令指定都市の67のトータルの資料であります。教育委員会へのアンケート調査が、今年度ありました。その途中の状況で言いますと、県の方が、進みが早い。政令指定都市の方が、若干進みが遅い。先程80%という話がありましたが、政令指定都市の方は、8月現在で70%ぐらいかと思います。指導課が調査した6月では、55%でした。県の動向を確認した上で、政令指定都市が動き始めた。また、基本方針の中に盛り込む特徴としては、本市でもそうですが、特別に教育的なニーズのある児童生徒への支援の部分が、国の方では大きなスペースをとっていませんが、地方では施策の中から基本方針に盛り込むということで、特別に教育的ニーズのある児童生徒へのいじめへの対応・対策がありました。ぜひとも盛り込んでいきたいと思います。

**(保坂委員長)** 県と政令指定都市の微妙な関係を考えれば、県が先にできて、それを見て政令指定都市というのは当然かと思います。そういう意味で、千葉市が遅れているということではないと思います。

(保坂委員長) 原案通りの3章立ての骨子(案)で、進めるということでいかがでしょうか。

(「異議なし」)

**(保坂委員長)** 委員会としては、骨子 (案) で進めていただくということで、お願いしたいと思います。

(保坂委員長)では、日程の確認をお願いします。

(事務局 安部主任指導主事)資料10頁をご覧ください。素案を近日中に、皆様に送付いたします。警察も含めまして関係機関との連携も基本方針にも盛り込む必要がありますので、一度見ていただき、ご意見を頂戴いただければと思います。その修正案を11月末までに事務局あてに出していただき、関係する各課、各所、警察、児童相談所、または法務局等も入ってくる場合もありますが、精査いたしまして確認をお願いし、文言修正または内容修正をしまして、1月中旬までに取りまとめた後、委員の皆様に送付させていただきます。平成27年2月4日(水)の第3回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会で、最後のご意見をいただきたいと思います。学校いじめ防止基本方針は、策定されていますが、千葉市として現在取り組んでいることは、「いじめ対応マニュアル」と「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を、指導課のホームページで公開し、一般の方々からも見られるようになっておりますが、その内容を入れながら、一般の方々にも本市の取組方針が理解されるような千葉市いじめ防止基本方針(案)を策定したいと思います。

(保坂委員長) その他 委員の皆様から何か意見等ございますか。

(「特になし」)

(保坂委員長) 事務局より、資料の確認説明があります。

(事務局 鳥海指導課担当課長)長時間にわたり、貴重なご協議ありがとうございました。

- 「いじめ対応マニュアル」の説明
- ・「千葉市生徒指導の課題と方策」の説明
- ・「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」の説明

(事務局 安部主任指導主事)本対策調査委員会が調査を実施する場合に参考となる資料について

・平成26年7月1日付け文部科学省初等中等教育局長発の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について(通知)の説明

# (事務局 鳥海指導課担当課長) 今後の予定の説明

次回は、平成27年2月4日(水)午前10時から、千葉ポートサイドタワー12階第2会議室で予定しております。

委員会開催日が近づきましたら、委員の皆様にはご案内を送付いたします。

# 〇閉会